

我孫子市特別定額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 2 0 日閣議決定）を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に家計への支援をするため、本市が特別定額給付金（以下「給付金」という。）を給付する事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(給付対象者)

第 2 条 この要綱に基づき給付金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において給付金が給付される者を除く。）とする。

- (1) 令和 2 年 4 月 2 7 日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日以前に住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの又は基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるもの
- (3) 基準日以前に出生し、本市へ出生の届出を行い、住民基本台帳に記録された者
- (4) 基準日において、本市の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げるもの（基準日以前に出生した者で、基準日後に出生の事由

により外国人登録原票に登録されたものを含む。)

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（基準日以前の出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。)

(5) 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者又は婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）若しくは婦人保護施設の入所者の暴力被害について、当該入所者が属する世帯の親族（配偶者を除く。以下この号において同じ。）が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者及びその同伴者であって、基準日において居住している本市にその住民票を移していないもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その旨を申し出たもの（以下「申出者」という。)

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体を含む。）が発行した確認書であって、市長が認めたものを含む。）又は親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に対し婦人相談所から発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書が

発行されていること。

ウ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(6) 基準日において、入所等している施設等が本市に所在しているが、本市にその住民票を移していない児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成14年4月28日以後に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「厚労省局長通知」という。）により、委託されている者に限る。）

イ 児童福祉法第24条の2の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第7条第1項に規定する障害児入所施設（以下

「障害児入所施設」という。)に入所し、同法第24条の2第1項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び厚労省局長通知により、入所又は入院している者に限る。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により障害者総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び厚労省局長通知により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(7) 基準日において、入所等している施設等が本市に所在しているが、本市にその住民票を移していない障害者又は高齢者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高

齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(8) 居住が安定していない者であって、基準日において、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていなかったもののうち、基準日の翌日以後、居住する本市の住民基本台帳に記録されたもの

(9) 現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を受けた市長が相当と認めるもの

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(受給権者)

第4条 給付金の給付を申請し、及び受給することができる者(以下「受給権者」という。)は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。ただし、第1号に規定する者は、給付対象者が第2条第5号から第7号までに該当する者である場合は、当該給付対象者が同条第1号から第3号までに該当する場合であっても、当該給付対象者に係る給付金の給付を申請し、及び受給することはできないものとする。

(1) 第2条第1号から第3号までに規定する給付対象者 当該給付対象者の属する世帯の世帯主(当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者。ただし、これにより難しい場合には、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれたもの)

(2) 第2条第4号に規定する給付対象者 当該給付対象者(当該給付対象者が基準日以後に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原

票において、当該死亡した者の居住地と同一場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれたもの)

(3) 第2条第5号に規定する給付対象者 当該給付対象者(当該給付対象者が基準日以後に死亡した場合は、その同伴者のうちから選ばれたもの)

(4) 第2条第6号から第9号までに規定する給付対象者 当該給付対象者

(給付対象者リストの作成)

第5条 市長は、事業の実施に当たり、給付対象者、受給権者、受給権者ごとの給付額、住民基本台帳又は外国人登録原票における住所等を記載した給付対象者リスト(次条において「リスト」という。)を作成し、これに基づき給付金の給付を行う。

(申請方法)

第6条 市長は、リストに基づき、受給権者に対し、別に定める申請書(以下単に「申請書」という。)を送付する。

2 受給権者は、次のいずれかの方法により給付金の給付の申請を行うものとする。ただし、第3号の申請方式による申請は、第1号又は第2号の申請方式によることができない場合に限り、行うことができる。

(1) 郵送申請方式 受給権者が申請書に給付金の振込先口座情報等必要事項等を記入し、マイナンバーカード、運転免許証等の写し等の本人確認書類並びに振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人が分かる通帳又はキャッシュカードの写し等を添付して申請する方式

(2) オンライン申請方式 マイナンバーカードを持つ受給権者が、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービスをいう。)上の特別定額給付金の申請画面から世帯主及び世帯員の情報並びに給付金の振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードすることにより申請する方式

- (3) 窓口申請方式 市長が特別の理由があると認める場合において、窓口
に申請書を持参する者がいるときに、窓口において申請する方式
(申請期限)

第7条 給付金の給付の申請期限は、令和2年8月25日までとする。

(代理による申請等)

第8条 受給権者に代わり、給付金の給付の申請を行うことができる者(以下
「代理人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、
第2条第6号の保護者並びに同条第7号アの養護者及び同号イの養護者は、
代理人となることができない。

- (1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者(同一の場所
を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしている者に日本国籍を
有しない者が含まれる場合にあっては、当該者を含む。)
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審
判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をい
う。)
- (3) 親族その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等で
市長が特に認めるもの
- (4) その他受給権者が申請することが困難な場合において、代理により
申請を行おうとする者による申請が当該受給権者のためであると市
長が認めるときの当該代理により申請を行おうとする者

2 代理人が給付金の給付を申請しようとするときは、当該代理人は、委任状
(受給権者が申請書の代理人欄及び委任欄への記載を行うことを含む。)及
び次に掲げる書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 代理人が当該代理人本人であることを示す公的身分証明書の写し等
(2) 代理権を確認できる書類(前項第2号に掲げる者に限る。)

(給付の決定等)

第9条 市長は、受給権者又は代理人から申請があったときは、速やかにその

内容を審査し、給付金の給付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付金を給付する決定をしたときは、給付金を受給権者の本人名義又は代理人名義の銀行口座へ振り込むことにより給付する。ただし、銀行口座を保有していない等、真にやむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、窓口等における給付を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、第6条第1項の規定により申請書を送付した場合において、受給権者（その代理人を含む。以下この条において同じ。）が第7条に規定する申請期限までに第6条第2項又は第8条第2項の規定による申請を行わなかったときは、当該受給権者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が前条第1項の規定により給付金の給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により給付金の給付ができなかった場合において、市長が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなるときは、当該給付金の給付の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第11条 市長は、給付金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し当該給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第2条第5号の申出者の生計を別にしてしている配偶者その他の親族が同号に規定する給付対象者に給付すべき給付金の給付を受けたとき。
- (4) その他市長が給付金を給付することが不相当と認めたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。